

開放的で進取の気象に富んだ
教育の町、葉山の実現



令和3年3月
葉山町教育委員会

はじめに

このたび、葉山町教育委員会では、Society5.0といわれるような未来社会の様相が現実味を帯びて立ち上がりつつある状況を見据え、また、小・中学校の新学習指導要領が令和2年度及び令和3年度に相次いで施行されることを踏まえ、第三次葉山町教育総合プランを策定し、これをもって第二次葉山町教育振興基本計画に位置付けることとしました。

令和になって最初のこのプランは、過去2回のプランとは少なからず性格を異にするものになっています。平成20年（2008年）5月に策定された第一次プランは、国の教育振興基本計画に先立って作成された先駆的なものでしたが、タイム・スケジュールを明確にした「計画」というよりは、「葉山だからできる豊かな学び」の実現に向けた様々な夢やアイデアを豊富に提示しようとするものでした。したがって、葉山町教育委員会の取組の指針として活用されたものの、「事務の管理及び執行」の基準としては十分ではありませんでした。

次の第二次プランは、教育基本法改正や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正などの法制面の変化、二度にわたる国の教育振興基本計画決定、さらには、本町における第四次葉山町総合計画策定などを受けて、平成29年3月に策定されました。こうした背景もあって、このプランは、葉山町教育委員会初の教育振興基本計画に位置付けられ、いわば实际的・実務的に教育施策を推進するに足る計画となりました。

しかしながら、グローバル化・情報化・少子高齢社会化などをはじめとする社会の急激な変化は、これらに確実に対応しようとした第二次プランの想定を超えて、AI・ロボット技術の加速度的進化やコロナ禍によって拍車がかけられたICT教育の進展に示されるように、Society5.0の近い将来における到来を予測させるものとなっています。第三次プランは、これらによって引き起こされる教育上の様々な問題・課題に積極的に対処することを意図した基本計画となっており、基本目標1のタイトル「未来につなげる教育施策」が、まさにそれを象徴しています。学校教育全体における、変化への迅速かつ柔軟な対応を目指した小中一貫教育の深化（小中一貫校指定）や町立全校のコミュニティ・スクール化がその筆頭です。いずれにせよ、令和3年度から令和6年度までの4年間にわたる、葉山町教育委員会の事業の基本が定まりました。コロナ禍に屈することなく、「なせばなる、なさねばならぬ何事も、ならぬは人のなさぬなりけり」（上杉鷹山）を信条として、今後とも「開放的で進取の気象に富んだ教育の町葉山」の実現に向け精一杯取り組んでまいります。

最後に、本プランの策定にお力添えいただいたすべての皆様、とりわけ、葉山町教育振興基本計画策定委員会の皆様に心から感謝申し上げます。また、コロナ禍にあって日々奮闘している葉山町立学校教職員の皆様に、感謝とともに大いなるエールを贈ります。絶えざる変化の下で予測しがたい未来を生き抜いていかねばならない子どもたちのために、共に手を携えて頑張ってまいりましょう。

令和3年（2021年）3月

葉山町教育委員会

目次

第1章 第三次葉山町教育総合プランについて

1 計画の位置づけ	1
2 計画期間	2

第2章 教育をめぐる現状と課題

1 新型コロナウイルス感染症対応を端緒に進めるべき教育改革	3
2 新たな社会への対応に向けて(マクロ的課題)	4
3 第二次葉山町教育総合プランの実績と評価	8
4 町との連携強化、施策の一元化	11

第3章 葉山町の教育のめざすところ

1 基本理念・基本目標	14
2 第三次葉山町教育総合プランにおける重点的な取組	15
3 プランの体系	23

第4章 12の基本施策と、施策の方針等

1 基本目標1における基本施策と、施策の方針等	26
2 基本目標2における基本施策と、施策の方針等	42

第5章 事務局機能の強化

1 教育委員会事務局内の連携強化	53
2 計画的・実践的なPDCAサイクル	53

資料編

1 策定の体制	54
2 葉山町教育総合プラン検討会設置要綱	55
3 葉山町教育総合プラン検討会の開催経過	57
4 葉山町教育振興基本計画策定委員会規則	58
5 葉山町教育振興基本計画策定委員会委員名簿	59
6 葉山町教育振興基本計画策定委員会の開催経過	60

第1章 第三次葉山町教育総合プランについて

1 計画の位置づけ

第三次葉山町教育総合プランは、教育基本法第17条第2項に規定する葉山町の教育振興基本計画として策定するものです。

また、同プランは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の基礎となるものです。

〈教育基本法〉

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律〉

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 計画期間

第三次葉山町教育総合プランの計画期間は、第四次葉山町総合計画の計画期間との整合も含めて、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

図 1-1 計画期間

西暦(年度)		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
和暦(年度)		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第四次葉山町総合計画	基本構想	10年間									
	基本計画	6年間(前期)						4年間(後期)			
	実施計画	3年間(前期・第1期)			3年間(前期・第2期)			4年間(後期)			
葉山町教育総合プラン		平成20年から 9年間(第一次)	4年間(第二次)					4年間(第三次)			

第2章 教育をめぐる現状と課題

1 新型コロナウイルス感染症対応を端緒に進めるべき教育改革

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内初の感染者が確認されて以来、国内及び神奈川県内でも感染者数が急増し、町の学校も急遽で長期間（令和2年3月～5月）の臨時休業を余儀なくされました。長引く臨時休業により心理面、学習面、生活面の不安を抱く児童生徒、保護者は少なくなく、そのことへの対処は学校再開後も大きな問題となっております。

一方、一度目の非常事態時における学校運営においては、これまでの学習を短期間で変容する必要性と実現可能性を実践的に示す結果となりました。学習動画の配信について、教育委員会の方針を受けた当初は、学校教育課も学校も、方法や進め方について慎重な姿勢でしたが、その実績は1か月間で300本以上のオリジナル動画を作成、配信するという期待をはるかに上回るものでした。また、放課後学習サポート教室では、支援教育の充実や放課後子ども教室への発展をしっかりと視野に入れることができましたし、給食を活用したランチボックスの提供では、子育て支援策の充実と休業期間中における給食職場の労働問題を一体的に解決する有効な手段のひとつであることが確認されました。

このように、新型コロナウイルス感染症による災禍は、大変厳しい状況を作り出すだけでなく、これまで必要と思われてはいても、伝統や習慣、形式、組織の内部合理性等の壁に阻まれて変えることのできなかつた施策や教員の働き方などを変容させる端緒にもなっています。

小・中学校は、各学年の発達段階に応じた集団での学びによって「生きる力」を育む場であるため、在宅による個別学習のような取組にはおのずと限界がありますが、新学習指導要領の全面実施に適切に対応するためには、「不易流行」の精神で、理念と行動の双方向から教育改革に尽力しなければなりません。

2 新たな社会への対応に向けて（マクロ的課題）

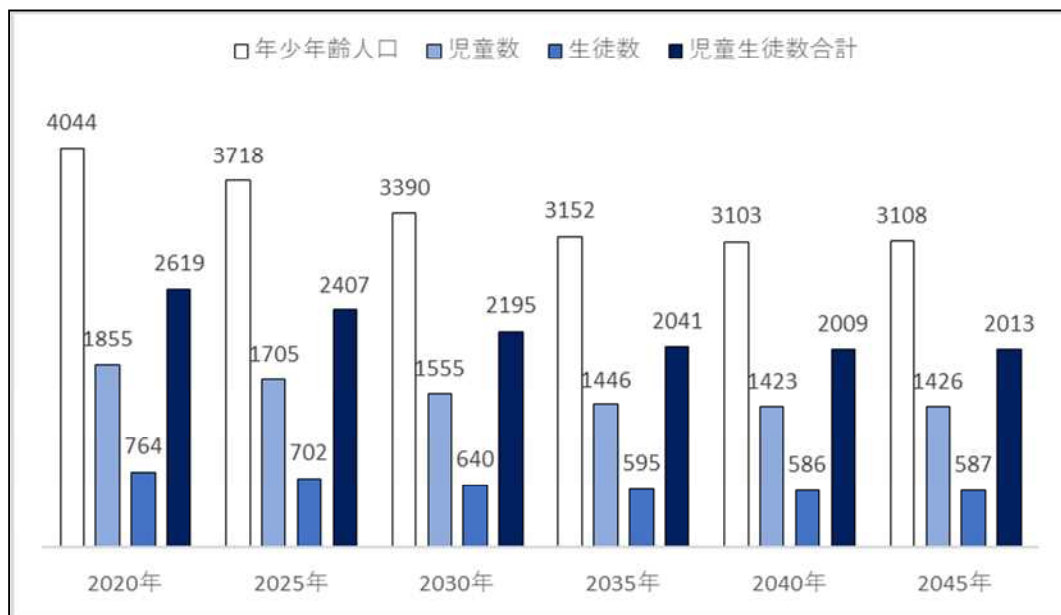
急速に変化する社会、先行き不透明な社会など、現在の社会を形容する言葉は様々ありますが、いずれにしても社会の変化を予測することが難しく、また、現にこれまでに経験したことのない速さで変化しています。

これまでの施策を大きく転換することには大きな負荷が伴いますが、こうした社会の特性をしっかりと理解し、施策の見直しを躊躇することなく進める必要があります。

（1）児童生徒数の推計

児童生徒数については、短期的・一時的に増加する学校があったとしても、概ね 15 年後には、今より 2 割以上の減少が見込まれています。

図 2-1 児童生徒数の推計

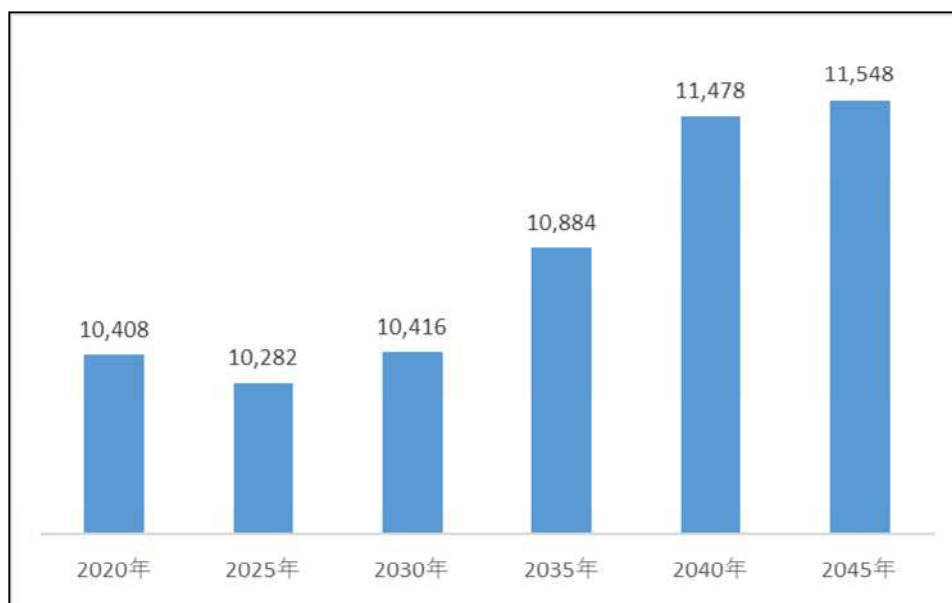


- * 年少年齢人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成 30（2018）年推計。
- * 2020 年の児童数・生徒数は 2020 年 1 月時点の実績値。
- * 2025 年以降は 2020 年の児童数・生徒数に国立社会保障・人口問題研究所推計の年少年齢人口の減少率を乗じた数値。

（２）人生100年時代を豊かに生きる

児童生徒数の減少が見込まれる一方で、高齢者数は増加が見込まれています。

図 2-2 老年人口（65 歳以上）の推計



* 老年人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成 30（2018）年推計。

また、国では、高齢化の進展と生涯学習の関係を以下のとおり整理しており、町としても人生 100 年時代に即した学習環境を整備しなければなりません。

- 医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されている。今後、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、ボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になると考えられる。
- こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の涵養^{かんよう}といった資質・能力を身に付けることに加え、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっていく。

（「教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」より）

(3) 超スマート社会 (Society5.0) の到来

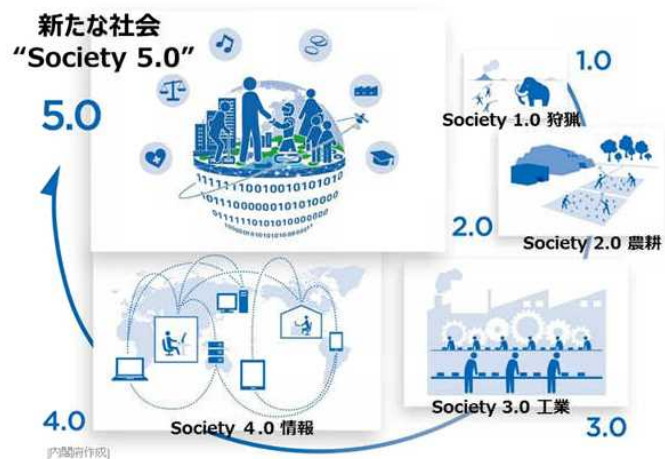
Society5.0 の社会では、例えば、産業や医療・介護における人手不足や、地域間格差の是正などの社会的課題の解決と経済発展が、仮想空間と現実空間の高度な融合により両立されると提唱されていますが、その実現には、Society5.0 を支える技術に関する知識や活用方法を身に付けるための教育が必要とされています。

また、AI 等の先端技術は、個人個人の学習内容を蓄積するスタディ・ログの活用など、学び方にも大きな変化をもたらすとされています。

* Society 5.0 とは

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。



(内閣府 HP より)

Society 5.0における学びの在り方、求められる人材像

AI 等の先端技術が教育にもたらすもの ⇒ **学びの在り方の変革**へ

- (例) ・スタディ・ログ等の把握・分析による学習計画や学習コンテンツの提示
・スタディ・ログ蓄積によって精度を高めた学習支援 (学習状況に応じたコンテンツ提供、学習環境マッチング等)

学校が変わる。学びが変わる。 ⇒ Society5.0における学校 (「学び」の時代) へ

- ・一斉一律授業の学校 → 読解力など基盤的な学力を確実に習得させつつ、個人の進捗や能力、関心に応じた学びの場へ
- ・同一学年集団の学習 → 同一学年に加え、学習到達度や学習課題等に応じた異年齢・異学年集団での協働学習の拡大
- ・学校の教室での学習 → 大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設等も活用した多様な学習プログラム

共通して求められる力：文章や情報を正確に読み解き対話する力

科学的に思考・吟味し活用する力

価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

新たな社会を牽引する人材：技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材

技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材

様々な分野においてAIやデータの力を最大限活用し展開できる人材 等

(「Society 5.0 に向けた人材育成 (平成 30 年 6 月 5 日)」 文部科学省より)

（４）SDGs の達成に資する教育現場での取組の推進

私たちは、人類の開発活動に起因する気候変動、資源の枯渇、貧困の拡大などの問題を、一人ひとりが自らの問題として主体的に捉え、考え、身近なところから行動を変容させ、SDGs の達成目標に貢献しなければなりません。

教育現場においては、こうしたことを踏まえ、持続可能な社会の担い手を育む観点から、様々な取組と SDGs の目標を相互に関連付けることが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



（「SDGs とは」 外務省 HP より）

3 第二次葉山町教育総合プランの実績と評価

第二次葉山町教育総合プランは、現行の葉山町教育委員会事務点検・評価と一体となって、教育委員会事務局の運営力を大きく向上させました。PDCA サイクルの具体的な方法が確立されたことによって、教育委員会事務局が、より成果を求める組織になったことは極めて大きな成果です。

なお、本節では、プランの機能や構成などに係る実績等を整理するものとし、葉山町における教育の現状と課題については、「第4章 12の基本施策と、施策の方針等」における「基本認識」の中で整理するものとします。

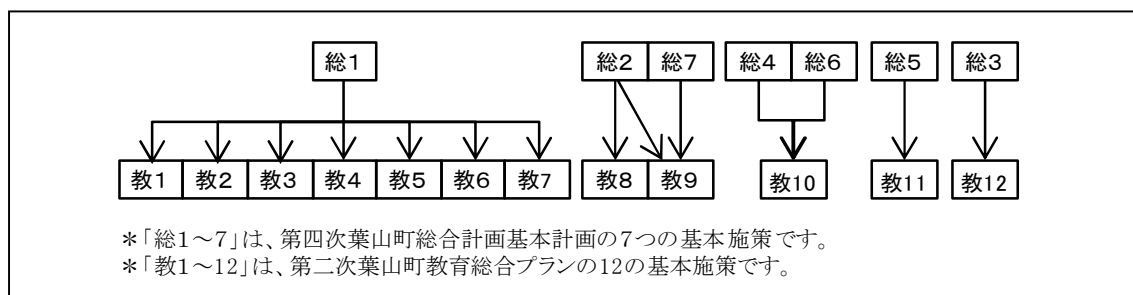
(1) 構成

第四次葉山町総合計画基本計画（後期）のスタート時点で、総合計画と教育総合プランの施策体系を一致させることを意図しながら、学校教育と生涯学習の施策量のバランスを考慮して基本施策を12に整理できたことは、実情に即した計画的な取組として高く評価できます。

一方、基本施策の細目に位置づけられる「施策の方針」については、一部で完全な重複やほとんど実施されない取組が見受けられるなど、構成の見直しが必要となっています。

また、教育委員会が所管している事務の中には、扶助に係る事務や経常的な事務事業など、12の基本施策に位置づけられていないものがあり、施策によっては教育総合プランに記載するための検討が必要です。

図 2-3 第四次葉山町総合計画との関係



(第二次葉山町教育総合プラン P3 図 1-2 より)

（２）施策の実施主体

葉山町教育総合プランに掲げる施策の実施主体は教育委員会ですが、学校教育に係る施策の一部には、学校や教員で構成される研究会が施策の実施主体であるものが含まれています。

また、教育委員会の中であっても、教育総務課、学校教育課、教育研究所のどこが実施主体となることが最適であるか判断に迷う施策があります。

これらの施策については、そもそも連携が不可欠なもの、あるいは、どうしても実施主体を明確に区別しきれないものなどがありますが、施策の着実な推進を図るのであれば、可能な限り役割分担、責任を明確にし、計画を立てることが望まれます。

（３）４年間の計画期間

第二次葉山町教育総合プランと、それに基づく教育委員会事務点検・評価は、前述のとおり教育委員会の運営力を大きく向上させましたが、一方で、職員の事務負担は確実に増加しています。

加えて、４年を計画期間とする教育総合プランを２年かけて策定するサイクルを繰り返すと、常に計画を作成しているようにも感じるかもしれません。

しかし、施策の創造や見直しにあたっては、事務的に苦しくても PDCA サイクルを高速回転させることが不可欠です。

安定している施策又は工夫の範囲で改善すべき施策と、あり方レベルで見直すべき施策を計画段階で書き分け、あらかじめ教育委員会事務点検・評価がしやすい計画にするなど、PDCA サイクルの高速回転に適した計画づくりが必要です。

（４）短期・中期の重点施策

教育委員会では、令和元年度から、人事評価の部目標・課目標を単年度の重点施策に位置づけ、教育委員会事務点検・評価を実施しています。これは、業績評価の理想的なあり方であり、「(1)構成」と同じく高く評価できます。

一方、実際、重点に位置付けられている施策は、どれも複数年にわたり段階的・継続的に進める施策であり、中期的な計画である第二次教育総合プランの中でも、他の施策と区別して取り扱うべきであったかもしれません。

施策の重要性や将来性を整理する具体的な方法は様々考えられますが、メリハリのある計画は、教育委員会事務局の姿勢や考えを多くの皆さんに知っていただくうえで有効であると考えます。

（５）施策目標・推進指標

施策指標については、平成 29 年度教育委員会事務点検・評価を進める中で、すべての施策の方針には対応しきれていないことが明らかになり補足しました。

一方、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するための意見交換会では、計画段階で数値目標を明確にするよう指摘がありました。

また、第四次葉山町総合計画基本計画（第２期）の策定にあたっては、「めざそう値」という数値目標の見直しが求められます。

目標の設定が曖昧な施策は、施策の実施や継続が目的化する恐れがあり、最終的に実現しようとする目的を改めて捉えなおし、具体的な目標を設定しなければなりません。

（６）社会的ニーズへの対応

学校における働き方改革のように、第二次葉山町教育総合プランに記載のない施策であっても、急速に社会的ニーズの高まりをみせる施策があります。しかし、放課後子ども教室のように、そもそも社会的ニーズがありながら、第二次葉山町教育総合プランに記載のない施策も見受けられました。

新たな社会的ニーズには柔軟に対応することを、あらかじめ教育総合プランの中で示し、懸案となりつつある社会的ニーズについては、問題を多角的に捉え直して課題を設定し、教育総合プランに記載するよう努めることが求められます。

4 町との連携強化、施策の一元化

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める総合教育会議や、予算関係の協議のほか、様々な形で町との連携を図っていますが、ここでは、連携強化や一元化を積極的に進めるべき施策を整理します。

（１）災害時における学校

学校における実際の新型コロナウイルス感染症対応では、刻々と変化する状況に対し、その都度、臨時校長会議で対応を協議しましたが、町と学校で危機意識を短期間で完全に共有することは難しく、特に初期対応では見解が相違する場面が少なくありませんでした。

また、令和元年房総半島台風（令和元年台風第15号）では長柄地区が数日にわたって停電となり、長柄小学校では3日間、南郷中学校では2日間休業となりました。そして、その後に発生した令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）では、台風15号のこともあって、学校にこれまでにない数の町民が避難したため、台風による大きな被害はなかったものの、避難所運営において備蓄品の運搬や学校への電話問合せなどで多くの準備不足が明らかになってしまいました。

新型コロナウイルス感染症対応や豪雨災害など、想定を超える災害は相次いでおり、すべての災害に完璧に備えることは不可能ですが、災害時における対応についてはできる限り平常時に町と学校で協議を重ね、これまで以上に危機管理を徹底しなければなりません。

（２）みんなの公共施設未来プロジェクト

町では、令和元年度より「みんなの公共施設未来プロジェクト」を始動させ、学校施設を含む公共施設の再整備に向けた取組を本格化させています。

一方、学校は、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して一人ひとりの資質や能力を伸ばす場であり、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられています。そして、「9年間を見通した育てたい葉山の子ども像」の実現にも資する施設でなければなりません。

また、学校は、地域コミュニティの拠点として、まちづくりを考慮して配置する必要もあります。

難しい問題ではありますが、町との連携を十分に図り、学校施設の再整備を着実に前進させなければなりません。

(3) 教育と子育て施策

文部科学省では、小学校の余裕教室等を活用し、地域の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援するものとして、「放課後子ども教室」事業を推進しており、厚生労働省が推進する放課後児童クラブとともに「放課後子ども総合プラン」として、一体的な実施を推奨しています。

一方、町においても学童クラブのニーズは高く、令和2年度を初年度とする第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画には、学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施する方策が掲げられており、町と教育委員会の有機的な連携が必要です。

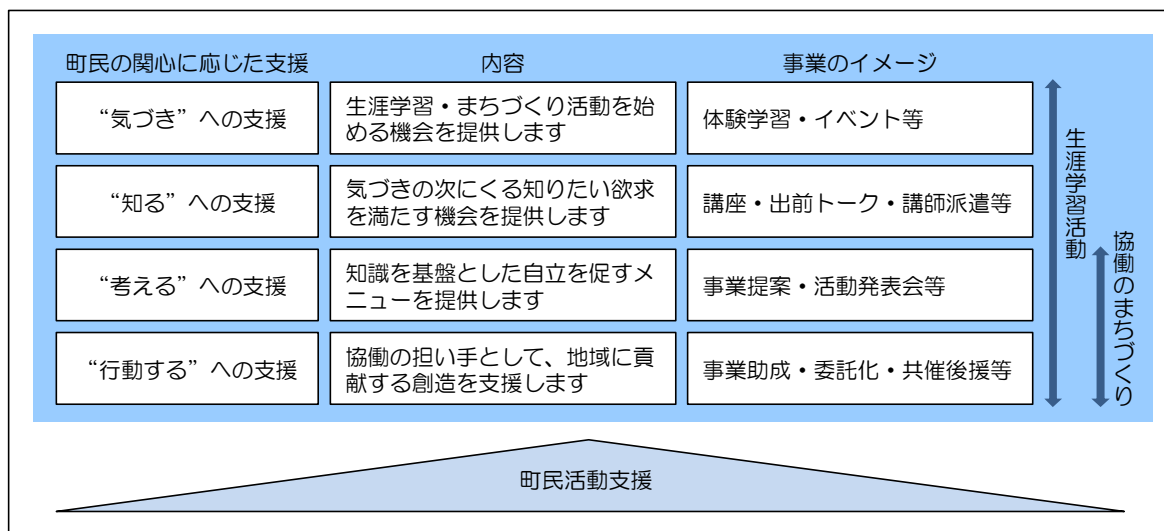
また、教育と保育については、第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画において幼稚園の認定こども園への移行を掲げており、これまで教育委員会が実施してきた幼稚園補助事業は、町の政策に則した見直しが必要です。

(4) 生涯学習環境の再構築

中央教育審議会から答申された「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成30年12月21日）では、「より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育への進化」を目指すとしたうえで、「ネットワーク型行政の実質化に正面から取り組み、人づくり・つながりづくりを通じた地域づくりの基盤を、首長部局等と共に構築していく」という具体策を示しています。

こうした方向性は、第二次葉山町教育総合プランで示した生涯学習の基本認識に一致するものであり、第三次葉山町教育総合プランにおいても、引き続き、生涯学習活動と協働によるまちづくりに係る施策の有機的な連携を図ります。

図 2-4 町民の関心に応じた支援



(第二次葉山町教育総合プラン P59 図 4-7 より)

（５）都市公園の運営管理

南郷上ノ山公園と、しおさい公園につきましては、スポーツや文化を振興する観点から利用者の利便性を考慮して、町長からの事務委任を受け教育委員会が運営管理を行っています。しかし、教育委員会における運営管理は、施設の貸し出しや施設における展示等を中心としたものであり、基本的に現状変更を伴わない管理が続いています。

一方、これらの都市公園は、開園から数十年が経過し、老朽化対策や受益者負担の最適化、利用者ニーズの変化などへの対応が問題となっています。

町有地や町有施設の効用の最大化は、町が令和元年度から進める公共施設未来プロジェクトの中でも大きなテーマであり、今後は、町と十分に連携しながら都市公園のあり方を検討するとともに、町有地等の効用の最大化の観点から所管のあり方についても議論を深める必要があります。

第3章 葉山町の教育のめざすところ

1 基本理念・基本目標

本プランでは、第四次葉山町総合計画基本構想の「教育・文化」の政策の分野における基本理念と基本目標を、第二次葉山町教育総合プランに引き続き共有します。

基本理念 “人を育てる” 葉山

まちの将来を担う子どもたちの育ち・学びが地域ぐるみで支えられるとともに、だれもが生涯にわたり学び合い、活躍できて、交流できる“人を育てる”葉山をめざす

基本目標1 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくむ

まちの将来を担う子どもたちが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくみ、豊かな自己実現力（生きる力）を持った自立した大人に成長できるよう、町の豊かな地域資源（人材や自然環境など）を有効活用しながら、一人ひとりの個性や能力を適切に引き出すきめ細かな教育を推進します。

基本目標2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らせる環境を整える

だれもがいつでも気軽に学べて、年齢や体力に応じて運動することができる場や機会を提供するとともに、芸術・文化活動に親しめる環境づくりや地域で受け継がれてきた文化の伝承活動に取り組みます。

2 第三次葉山町教育総合プランにおける重点的な取組

(1) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育については、「伝統的な中一ギャップの解消」、「発達段階の顕著な変化」、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」を背景に各地域で導入が進められており、町でも「9年間を見通した育てたい葉山の子ども像」を実現するために、小中連携教育の深化を図っています。

一方、県では、「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方（平成27年9月）」や「神奈川県小中一貫教育推進ガイドブック（平成29年3月（平成31年3月改定）」を作成し、市町村の取組を積極的に支援するとしています。

9年間を一貫した系統的な教育課程、制度上の形態（義務教育学校・中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校）、施設の形態（一体型・隣接型・分離型）、学区の検討など、小中連携教育から小中一貫教育への進展は容易ではありませんが、今後は、令和2年度に作成した「小中一貫教育の在り方検討報告書」に示した課題の解決に向けて、より積極的に小中一貫教育に関する取組を推進します。

図3-1 9年間を見通した育てたい葉山の子ども像

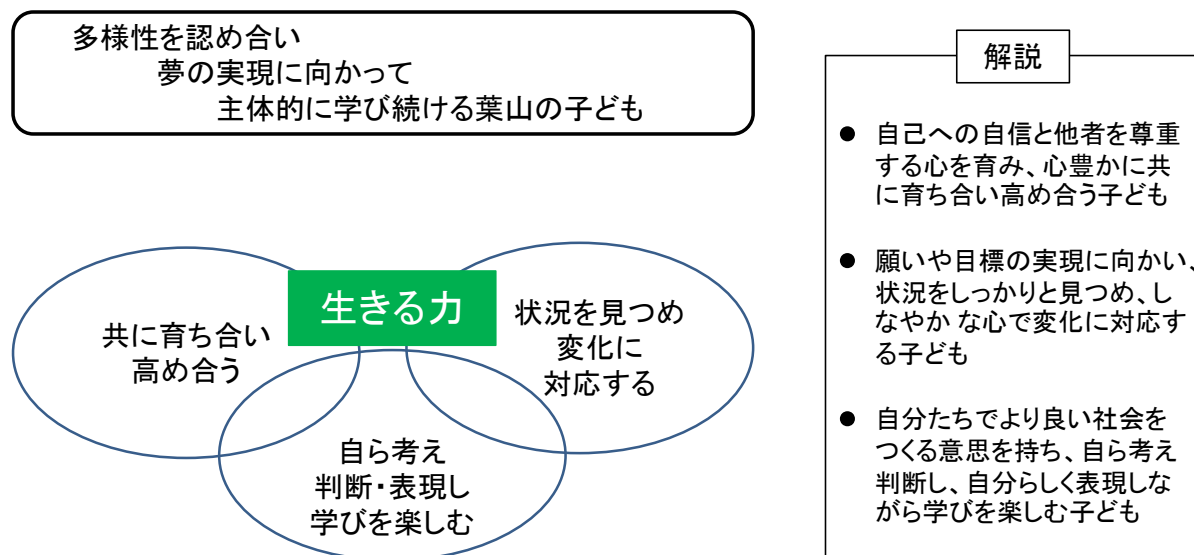


表 3-1 改正学校教育法（平成 28 年 4 月 1 日施行）・関係省令等に基づく制度上の区分

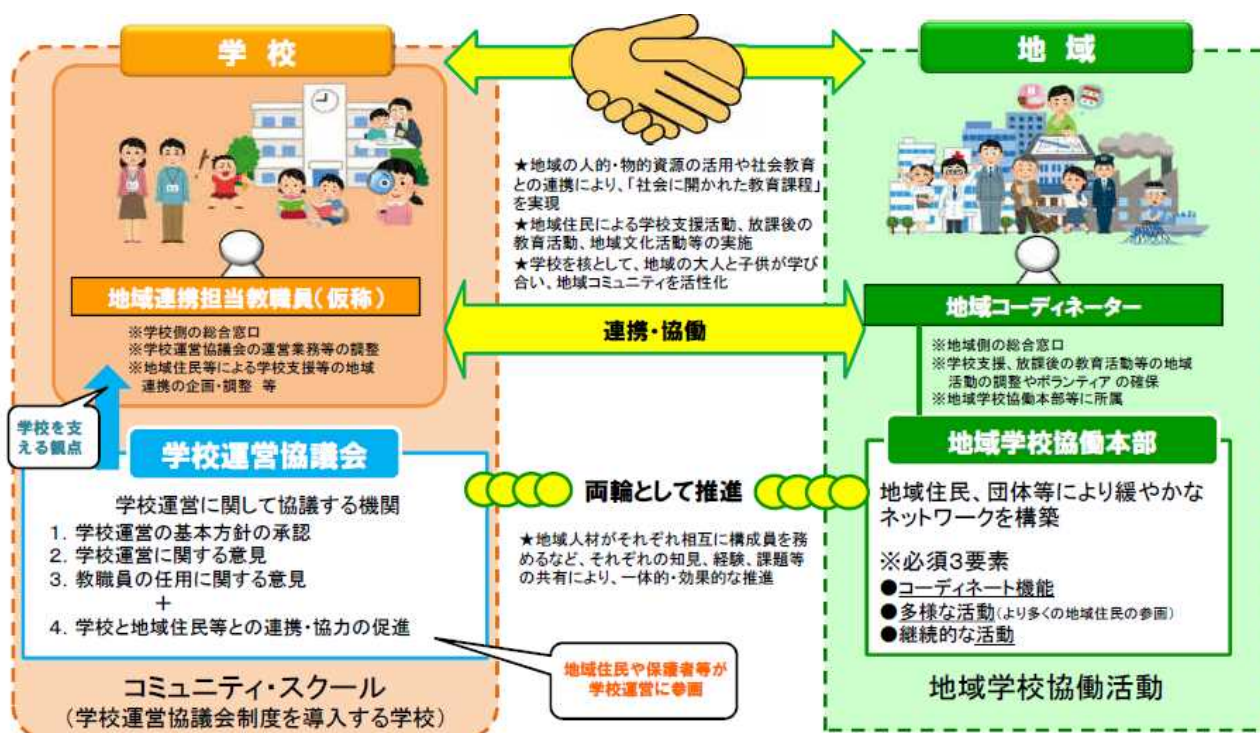
制度上の形態		概要	施設の形態		
			一体型	隣接型	分離型
小中連携教育		● 小学校と中学校（いずれも学校数を問わない）が、組織上互いに独立したまま、個々の教科授業や特別活動において、様々な情報交換や交流等を行い、小学校教育段階から中学校教育段階への円滑な接続を目指す教育形態。 ● この形態は、葉山町を含め、すでに、全国の多くの学校で取り組まれている。	—	—	—
小中一貫校（一般的な呼称）	中学校併設型小学校 及び 小学校併設型中学校	● 義務教育段階を通じて目指すことも像を共有する、同一の設置者による小学校と中学校（いずれも学校数を問わない）が、9年間を通じた系統的な教育課程を編成し、小中一貫した教育を行う形態の一つ。 ● これに含まれる小学校・中学校は、あくまでも組織上独立した学校（それぞれに校長と教職員組織を有する）だが、上記の教育内容から「<u>小中一貫校</u>」（その最初の段階）と称することは十分可能。 ● 上記の小中一貫校制度を施行するには、小学校・中学校とも、それにふさわしい<u>運営の仕組み（関係校を一体的にマネジメントする組織（例：△△学園等）の設置等）を整えることが必要。</u> ● 一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入れ替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められる。	○	○	○
	義務教育学校	● 小学校・中学校とは異なる一つの「校種」であり、一人の校長と一つの教職員組織によって運営される単独の学校。 ● 「中学校併設型小学校」及び「小学校併設型中学校」と並んで、義務教育段階を通じて目指すことも像を共有しつつ、9年間を通じた系統的な教育を行う形態。 ● 義務教育9年間にわたる単一の学校目標を持ち、9年間の系統性を十分確保した教育課程を編成する学校。 ● 小中一貫教育の深化が図りやすい「<u>小中一貫校</u>」の最終的な形態。	○	○	○
	中学校連携型小学校 及び 小学校連携型中学校	● 異なる設置者間（例：A町立小学校とB市立中学校）で小中一貫した教育を行う形態であって、<u>本町の構想には含まれない。</u>	○	○	○

(2) 地域とともにある学校づくり

平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会答申では、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性を指摘したうえで、学校が抱える課題の複雑化・困難化と、課題の解決に向けて学校と地域が協働し、社会総掛かりでの教育の必要性を示しています。

教育委員会では、こうした考えのもと制度化された「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」を効果的に進めるため、「学校運営協議会」を合同または単独ですべての小・中学校に、「地域学校協働活動推進員」を各中学校区に設置し、地域総掛かりでの教育を実現する体制を構築します。

図 3-2 学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）



（文部科学省HPより）

* コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。（文部科学省HPより）

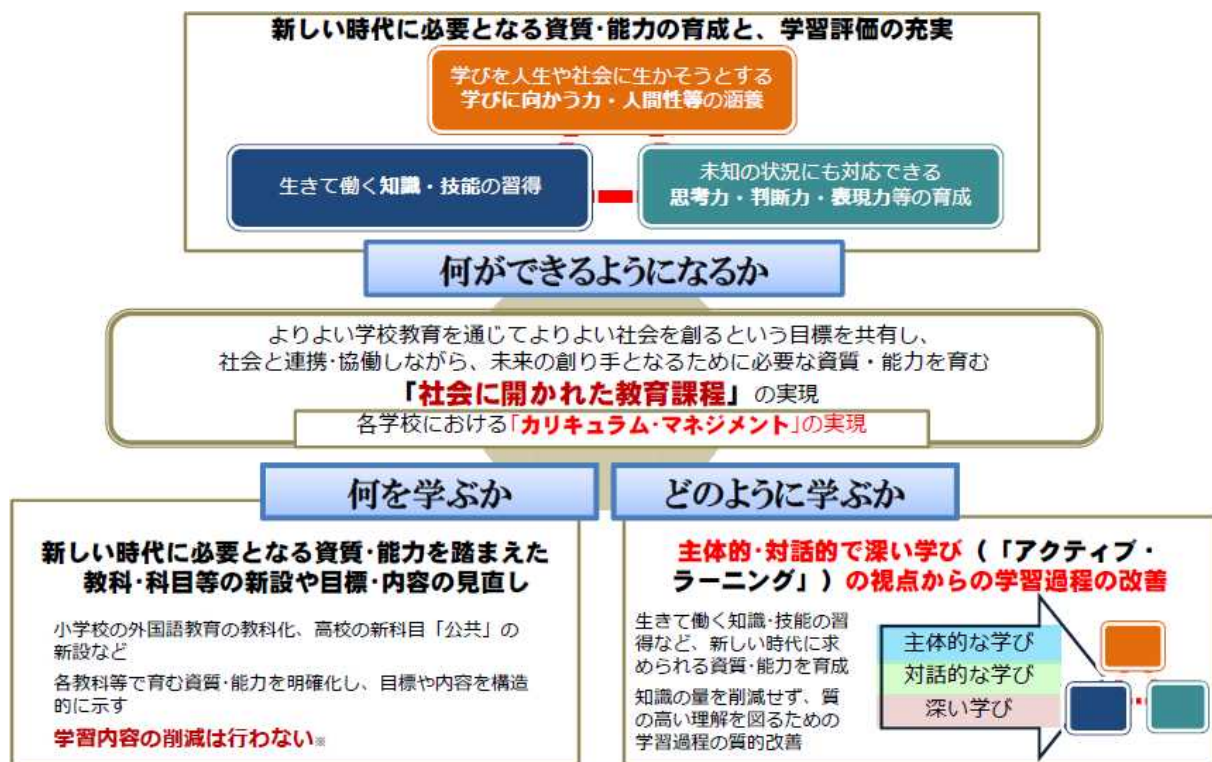
（３）学びづくりの推進（「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善）

新学習指導要領が、小学校においては令和２年度に、中学校においては令和３年度に全面実施されます。

そして、その中では、「何ができるようになるか」を捉えなおしたうえで、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」を整理し、「社会に開かれた教育課程」と「カリキュラム・マネジメント」の実現が、学習指導要領改訂における重要な方向性として示されています。

今後は、この方向性を教育委員会と学校でしっかり共有し、「どのように学ぶか」の部分について、教育委員会は、学びづくり研究推進事業を通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を促進します。

図 3-3 学習指導要領改訂の方向性



（「新学習指導要領について」文部科学省より）

（４）学校給食センターの整備

町では、中学校における完全給食を実施するとともに、小学校の給食施設の老朽化対策を図るため、学校給食センターの整備を目指しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度以降の税収は大幅な減収が見込まれているところであり、町の大規模事業に位置付けられている学校給食センターの整備は、令和2年度の時点で事業の停止を余儀なくされる状況になっています。

センター方式については、町の規模、児童生徒数の推計（減少）、コスト、将来的な学校の適正配置などを勘案して決定したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したとしても最適であるとの認識に変わりはありません。

しかし、当該事業の停止が続いた場合、特に社会的な要請でもある中学校給食の早期実現という課題の解決には至りません。

そのため、財政への影響を見極めることが難しく、事業再開の判断ができない状況が続いたとしても、中学校給食の早期実現という目標は堅持し、状況に即した対応を図ることに努めます。

（５）教育相談体制の充実

社会の変容の中で、児童生徒が抱える問題は多様化・複雑化してきており、そのため、学校や学級における温かい集団づくりから始まり、個別の支援方針に基づく継続的な支援に至るまで、一人ひとりの実情を踏まえたきめ細やかな対応や支援が求められています。

支援の体系（図3-4「必要な支援の段階」参照）における最初の段階である温かい集団づくり等については、学校における問題発生 of 未然防止という、いわば「間接的な支援」の機能を果たすものであり、個別的な直接的支援の大前提となります（※1）。

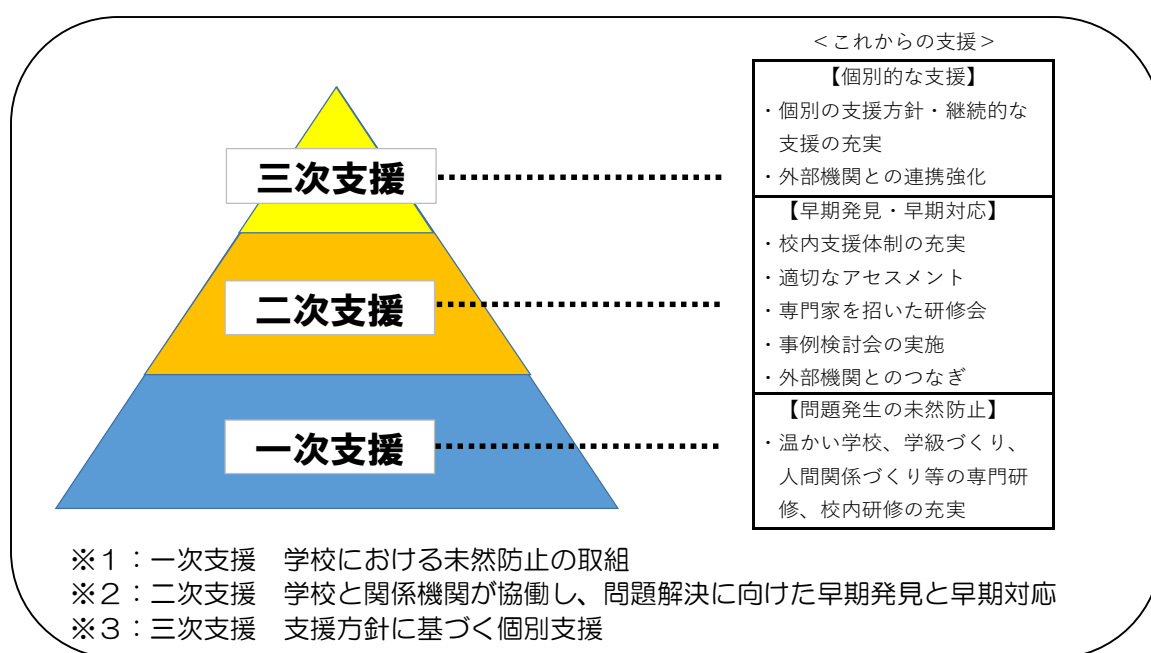
次に、問題の早期発見・早期対応の役割を担うのが、各校における担任やスクールカウンセラー等との教育相談、教育委員会における教育相談員や指導主事等との教育相談であり、そこで実態の把握やアセスメント及び支援方針の検討を行います（※2）。

最後に、支援方針を確定し、それに基づく個別的な支援が、必要に応じてさらに継続的・長期的に行われます（※3）。

当町においては、長年にわたる取組の結果、「間接的な支援」や継続的・長期的支援については一定の成果をあげてきたものの、直接的支援の面では「教育相談体制」に課題を残してきました。学校内では、教育相談に係る教職員相互間や関係機関との間で情報共有や連携した対応が不十分であったり、支援方針が不明確で妥当性を欠いたりするケースが見られました。また、学校を支える教育委員会側の体制についても、相談窓口の不明確や重複といった問題が見られました。

今後、質量ともにますます多くの対応や支援が予想される社会状況に鑑み、上記のような課題を整理し、学校においては組織的な教育相談が図られるよう、教育委員会においては窓口の明確化や人材の効率的・効果的な配置が行われるよう、教育相談体制の充実に取り組まなければなりません。

図 3-4 必要な支援の段階



（６）教員の働き方改革の推進

学校では、質の高い教育を提供し続ける必要がある中、教員の長時間勤務の深刻な実態があり、働き方改革は待ったなしの状況です。

国は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月中央教育審議会答申）」を、神奈川県も、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針（令和元年10月）」を策定しました。

町でも、こうした状況を受け、令和元年度に町教育課題検討会議での議論を経て、「働き方改革推進指針」を策定しました。

今後は、この指針に基づき、学校が担うべき業務を整理するとともに、教員が、日々の生活の質を高め、教員人生を豊かにすることで、児童生徒に対して、生き生きと教育活動を行うことができるように、教員のこれまでの働き方を見直していきます。

（７）みんなの公共施設未来プロジェクトと連動した学校施設の整備

学校施設については、ここ数年、耐震化、空調整備などを着実に進め、その時々ニーズに対応してきましたが、建築から50年を超える校舎もあり、学校施設の更新について検討を始めなければならない時期を迎えています。

学校施設の更新は、施設の状態のほか、本節（１）で示した小中一貫教育の進展、さらには、児童生徒数の推移、新型コロナウイルス感染症の影響を含む財政事情、学校規模、学区など、様々なことが絡み合う複雑な問題です。

また、児童生徒、保護者、教員、地域住民に与える影響も大きく、十分な検討期間、周知期間を確保しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度に予定していた保有・保全の方針の検討が遅れていますが、町とともに、校舎の建替えに関する検討と、それまでの間の修繕・改修を着実に進めます。

（８）「学び」から「地域活動」につながる取組の促進

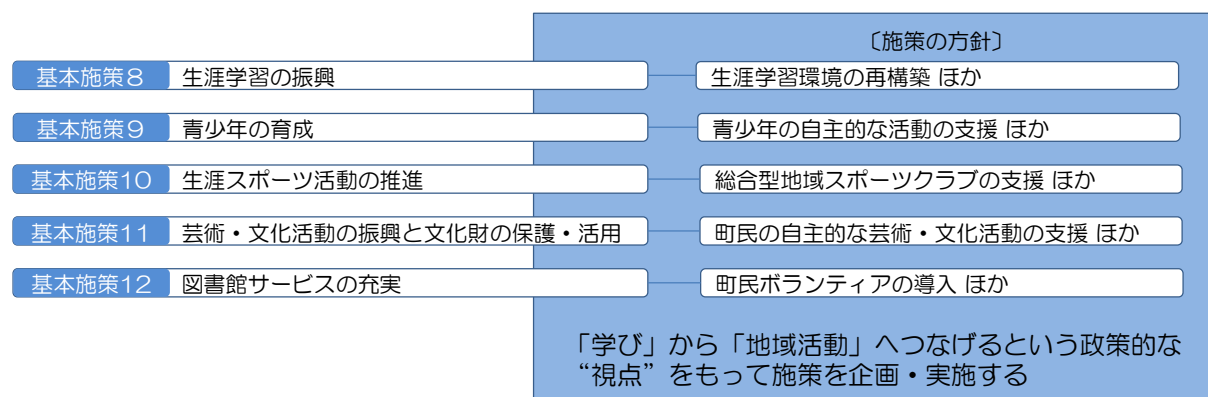
少子高齢化や人口減少の進展に伴い、従来行われてきた地域コミュニティ活動が衰退することが予測されており、社会教育が果たす役割として、学びの成果を活かした「地域づくり」への貢献が期待されています。

また、地域活動団体の中には高齢化や会員減少が課題となっているところもあり、新たな担い手を育成する「人づくり」に取り組むことも必要となっています。

基本施策 8 から基本施策 12 においては、これらのことを踏まえて、「学び」から「地域活動」へつなげるという“視点”を重点的な取組に位置づけます。

なお、町が実施している生涯学習に係る取組のうち、より町民感覚や町民連携が必要な取組については町民に施策の実施を任せ、町は、SDGs やクリーンプログラムに資するような社会的な取組を担うよう努めることが大切です。

図 3-5 施策（横軸）を貫く重要な視点（縦軸）



3 プランの体系

基本理念、基本目標を実現するためのプランの体系は、以下のとおりです。

表 3-2

基本理念	基本目標	12の基本施策	施策目標
まちの将来を担う子どもたちの育ち・学びが地域ぐるみで支えられるとともに、 だれもが生涯にわたり学び合い、活躍できて、交流できる『人を育てる』葉山をめざす	1 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくむ	1 未来につなげる教育施策の推進	新たな社会への対応を志向した教育施策の研究・検討が活発に行われ、多様な教育課題に対して具体的な解決策が準備されている。
		2 新しい時代に必要な資質・能力の育成	新しい時代に必要な資質・能力の育成に向け、全校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が実施されている。
		3 「豊かな心」の育成	自己や他者を尊重する心を育み、心豊かに共に育ち合い、高め合う児童生徒の育成が図られている。
		4 「健やかな体」の育成	自らの健康や体力について考え、望ましい生活習慣を選択できる児童生徒が育成されている。
		5 多様なニーズに応じた支援の充実	児童生徒の多様な教育的ニーズに応える体制や場等が整い、だれもが安心して学べる機会が確保されている。
		6 働きやすい環境づくりと指導体制の充実	教員が生き生きと働くことができる職場環境が整うとともに、教員のキャリアアップが図られている。
	2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らせる環境を整える	7 学びを支える学校環境の整備	新しい時代に必要な資質・能力を育む空間として、また、防災、地域交流の拠点として学校環境が整備されている。
		8 生涯学習の振興	時代のニーズに応じた多様な学習機会が提供され、学びの成果が地域課題の解決や、地域コミュニティの活性化に生かされている。
		9 青少年の育成	青少年のための施策の充実が図られ、葉山町の将来を担う人材が育成されている。
		10 生涯スポーツ活動の推進	町民のだれもが運動・スポーツに親しめる環境が整い、町民・団体等の自主的、積極的な活動が活発になっている。
		11 芸術・文化活動の振興と文化財の保護・活用	地域の文化財や豊かな芸術・文化活動が身近に感じられ、葉山らしい品格と郷土への誇りが育まれている。
		12 図書館サービスの充実	あらゆる世代が読書に親しみ、楽しむ機会が提供され、地域の知の拠点として町民の主体的な学習環境を支える環境が整っている。

施策の方針	推進指標
(1)小中一貫教育の推進 (2)地域とともにある学校づくり	●町における小中一貫教育の在り方に関する方針が決定され、中学校区の単位で小中一貫教育に関する議論が活発になっている。 ●令和6年度までにすべての小・中学校に、合同または単独で学校運営協議会が設置されているとともに、各中学校に地域学校協働活動推進員が配置されている。
(1)学びづくりの推進 (2)情報教育の推進 (3)町費教員等の配置	●各校において校内研究の充実が図られ、その成果が全校で共有されている。 ●ICT機器を効果的に活用した授業が数多く行われている。 ●町費教員等の配置により学習の充実が図られている。
(1)いじめ・問題行動への対応 (2)不登校等に係る未然防止・早期対応 (3)総合的な学習の時間や学校行事、教科横断的な学習活動の充実	●いじめ防止方針が徹底され、いじめや問題行動への対応が適切かつ組織的に図られている。 ●教育委員会と学校の有機的な連携により、不登校等に係る未然防止・早期対応が図られている。 ●カリキュラム・マネジメントのもと、葉山の特色を生かした学習が実施されている。
(1)健康・体力づくりの推進 (2)おいしくて健康的な給食と食育 (3)学校給食センターの整備 (4)小学校給食施設の維持管理	●体育の授業や運動会・体育祭等の学校行事などを通して、児童生徒の運動やスポーツへの興味・関心が高まっている。 ●葉山町学校給食基本方針に沿って、おいしくて健康的な給食が安定的に供給されている。 ●中学校において、完全給食が提供されている。 ●小学校の給食施設について、衛生的な調理環境が維持されている。
(1)教育相談体制の充実 (2)関係機関と連携した継続的な支援 (3)経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する支援	●教育相談に係る体制が確立され、児童生徒、保護者が安心、信頼して相談できる環境が整っている。 ●支援が必要な児童生徒に対して、それぞれ社会的な自立に向けた支援策がとられている。 ●経済的理由により就学が困難な児童生徒に対し、経済的な支援策が継続され、教育の機会が確保されている。
(1)教員の働き方改革の推進 (2)会議のあり方の見直し (3)教員の研修の充実	●働き方改革が着実に進められ、「在校等時間」が減少している。 ●教育委員会事務局と学校、学校間の連携の強化が図られ、複雑な問題の解決においても協力関係が確立されている。 ●社会的ニーズが高い問題に応えるための研修が精選され、教員に最新の専門的知識や指導技術等が身に付いている。
(1)みんなの公共施設未来プロジェクトと運動した学校施設の整備 (2)学校事務の適正執行と、施設設備の日常的な維持管理	●学校施設の保有・保全に関する方針のもと、計画的に施設整備が進められているとともに、将来的な学校の在り方が決定している。 ●学校事務や学校施設の日常的な維持管理が適切に行われている。
(1)学習機会の充実 (2)生涯学習活動の場の提供 (3)地域学校協働活動の推進 (4)生涯学習環境の再構築	●地域課題や現代的な課題の解決を目指す学習機会が提供されているとともに、町民団体等が企画する講座が、これまで以上に実施されている。 ●将来の生涯学習・町民活動の拠点構築に関する方針が決定している。 ●地域学校協働活動推進員が各中学校区に配置されている。 ●「学び」と「地域活動」の分野において、町民活動を支援する施策が総合的・体系的に整理されている。
(1)青少年の体験・交流機会の提供 (2)青少年関係団体との連携強化	●学校以外の場における自然体験活動や様々な交流活動に、多くの青少年が参加している。 ●青少年問題協議会を通じて関係団体や関係機関との連携が図られ、それぞれの施策に反映されている。
(1)生涯スポーツ活動の機会の充実 (2)生涯スポーツ活動のための環境づくりの推進 (3)生涯スポーツ活動の推進体制の再構築	●総合型地域スポーツクラブが創設され、地域住民主体の運動・スポーツ環境の整備が推進されている。 ●南郷上ノ山公園が適切に維持管理されるとともに、公共施設として効用の最大化が図られている。 ●関係団体等との役割分担のもと、町民が日常的に運動・スポーツに親しむ機会が体系的に提供されている。
(1)芸術・文化にふれる機会の提供 (2)文化財の保護と活用 (3)しおさい博物館(公園)の整備と活用	●町民の自主的な芸術・文化活動が盛んになっている。 ●国指定史跡長柄桜山古墳群の整備が進み、適切な保存管理とともに公開活用に向けた準備が整っている。 ●しおさい博物館(公園)が適切に維持管理されるとともに、公共施設として効用の最大化が図られている。
(1)魅力ある蔵書の構築と提供 (2)利用者に応じた読書活動支援 (3)快適な読書環境の実現 (4)学校図書館との連携と、長期的な保全・保有方針の検討	●町民の多様なニーズを踏まえながら蔵書の維持と更新が適切に図られている。 ●図書館を利用しやすい条件が整い、町民の読書活動が盛んになっている。 ●快適な読書環境をつくるための取組が、職員の創意工夫により、次々と展開されている。 ●町立図書館の長期的なあり方について方針が示されている。

第4章

12 の基本施策と、施策の方針等

1

基本目標 1 における 基本施策と、施策の方針等

基本目標 1 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくむ



9年間の学びのイメージ（9人の子どもと教員）

基本施策1 未来につなげる教育施策の推進

〔施策目標〕

新たな社会への対応を志向した教育施策の研究・検討が活発に行われ、多様な教育課題に対して具体的な解決策が準備されている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 町における小中一貫教育の在り方に関する方針が決定され、中学校区の単位で小中一貫教育に関する議論が活発になっている。
- 令和6年度までにすべての小・中学校に、合同または単独で学校運営協議会が設置されているとともに、各中学校区に地域学校協働活動推進員が配置されている。

〔基本認識〕

- 義務教育学校（小中一貫教育を行う新たな学校の種類）を定めた学校教育法の改正（平成28年4月1日施行）や、学校運営協議会の設置の努力義務化を定めた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年4月1日施行）など、学校を取り巻く社会環境は大きく変化しつつあります。
- 小中一貫教育については、9年間の学びを進める有効な手段として多くの地域で検討や計画が進んでいます。また、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い学校運営にあたるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入率は、令和元年5月1日時点で23.7%となっています。
- 小中連携教育について、町では、平成17年度より中1ギャップの解消のため町費教員を配置し、平成25年より学びづくり推進事業を進めるなど、様々な取組を長年にわたって実施していますが、これらの取組は、総じて機運の醸成に資する取組であったといえるものであり、今後は、令和2年度に実施した小中一貫教育在り方検討を踏まえ、目標を設定し直し、取組の充実と発展を図りながら、小中一貫教育の完全実施を目指さなければなりません。
- 一方、コミュニティ・スクールについては、南郷中学校をパイロットに、すべての小・中学校に合同または単独で学校運営協議会の設置が予定されています。学校運営協議会については、学校評価、地域学校協働活動、小中一貫教育などの一体的な推進が期待されていますが、設置そのものが目的化し、形骸化しやすいとの指摘もありますので、導入期・初動期では特に注意が必要です。

〔施策の方針〕

重点

（１）小中一貫教育の推進

- 概ね中学校区をひとつの推進ブロックとして捉えて、小・中学校の教員を中心とした「小中一貫教育推進ブロック会議」を設置し、小中連携教育の質の拡大を図るとともに、指導内容、指導方法、評価等を含む義務教育９年間を貫く系統的・継続的な小中一貫教育カリキュラムについて研究します。
- 教育委員会と教員で構成する「小中一貫教育推進会議」を設置し、それぞれの「小中一貫教育推進ブロック会議」の取組を踏まえつつ、ブロック間の連絡調整を図るとともに、小中一貫校の制度上の形態、施設の形態、学年区切り、通学学区、児童生徒・教員の固定化への配慮など、小中一貫教育に関する広範に及ぶ課題を総合的に検討します。

重点

（２）地域とともにある学校づくり

- 学校が地域まちづくりに貢献し、家庭・地域が学校づくりに参加・支援する双方向の関係構築に向けて、令和３年度中に南郷中学校に学校運営協議会を設置し、令和４年度には、それを長柄小学校と合同の学校運営協議会に発展させ、学校評価、地域学校協働活動（基本施策８参照）、小中一貫教育に関する協議など、具体的・実践的な取組を通して、段階的に体制強化と活動内容の充実を図ります。
- 小中一貫教育における関係校において合同で学校運営協議会を設置することを最終的な目標としながら、それぞれの学校の実情に応じて、葉山中学校、葉山小学校、上山口小学校、一色小学校にも学校運営協議会を設置します。

〔事業〕

1	小中一貫教育推進事業	3	放課後サポート教室推進事業
2	コミュニティ・スクール推進事業		

基本施策2

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

〔施策目標〕

新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向け、全校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が実施されている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 各校において校内研究の充実が図られ、その成果が全校で共有されている。
- ICT 機器を効果的に活用した授業が数多く行われている。
- 町費教員等の配置により学習の充実が図られている。

〔基本認識〕

- 小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度より施行の「学習指導要領」では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、主体的・対話的で深い学びの実現が大きなテーマとなっています。
- また、学習評価のあり方を通じて、児童生徒の資質・能力が育成されているか、指導と評価の一体化が問われています。
- 町では、これまでも学びづくり推進事業や各種研究会において、授業改善に関する研究を進め、平成29年度の「9年間を見通した育てたい葉山の子ども像」の策定、令和元年度の「学びづくりハンドブック」の改訂等を通して、指導法の共有を進めていますが、研究成果の普及までには様々な工夫が必要であり、引き続き取組の充実を図らなければなりません。
- 情報教育については、学習指導要領において、情報活用能力が、言語能力や問題解決能力と並んで学習の基盤となる資質・能力に位置づけられ、ICT機器を活用した学習の充実が求められています。町では令和2年度に、「GIGAスクール構想」に基づき全児童生徒に一人一台端末を整備するとともに、「葉山町立学校における教育情報化推進指針」を策定し、情報教育の充実を図っています。
- 一方、教員の配置については、引き続き国県に充実を求める必要があると考えますが、町費による専科教員等の配置については、今や不可欠な取組となっておりますので、その時々々の学校の実情を見極めつつ、必要性・有効性の高い教科に、継続して配置しなければなりません。

〔施策の方針〕

重点

（１）学びづくりの推進

- 各校における校内研究の充実が図られるよう、専門性の高い大学教授等の講師を派遣する校内研修や、拠点校での研究発表会を通して、授業改善を促進します。
- 各校において学校教育全体並びに各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、SDGs の視点を踏まえた授業が行われるよう支援します。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりがどう展開されているか、町内や保護者に向けた情報発信を行います。

（２）情報教育の推進

- 国の教育改革に遅れることなく、町としての ICT の活用について、「葉山町立学校における教育情報化推進指針」を踏まえ、情報モラル教育を含めた児童生徒の情報活用能力の育成や、教科指導における日常的な ICT の活用を推進します。
- プログラミング教育の充実をはじめ、教員の ICT 活用指導力の向上を図るために、県教育委員会等と連携して研修を実施します。
- ICT を活用した授業の準備や操作支援、機材の保守等、教員の日常的な ICT 活用の支援を行うために、ICT 支援員を配置します。

（３）町費教員等の配置

- 定数配置される県費負担教職員に加えて、町費で、小学校の理科や中学校の英語の専科教員等を配置し、ティームティーチングや少人数授業を行うことで、きめ細やかで、わかる授業を推進します。
- 小学校のできるだけ早い段階から英語に慣れ親しむとともに、中学校の英語教育の質を高めるために ALT（外国語指導助手）を配置します。
- 蔵書や資料の整理、児童生徒が本に親しむ環境づくりや読書相談等に対応するため、各校に 1 名ずつ、図書整理員を配置します。
- 小学校の水泳事業に水泳指導者、指導助手を、中学校の部活動に指導員を派遣します。

〔事業〕

1	町費教職員等配置事業	6	小学校情報教育推進事業
2	外国語教育推進事業	7	中学校教育振興事業
3	学びづくり推進事業	8	中学校情報教育推進事業
4	教育調査研究事業	9	中学校部活動支援事業
5	小学校教育振興事業		

基本施策3 「豊かな心」の育成

〔施策目標〕

自己や他者を尊重する心を育み、心豊かに共に育ち合い、高め合う児童生徒の育成が図られている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- いじめ防止方針が徹底され、いじめや問題行動への対応が適切かつ組織的に図られている。
- 教育委員会と学校の有機的な連携により、不登校等に係る未然防止・早期対応が図られている。
- カリキュラム・マネジメントのもと、葉山町の特色を生かした学習が実施されている。

〔基本認識〕

- 町では、国が平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、県が同年11月に「神奈川県いじめ防止基本方針」を改定したことを受け、平成30年度に「葉山町いじめ防止基本方針」を策定しています。
- また、不登校やいじめについては、単に認知件数を減らせばよいという問題ではなく、未然防止、早期対応、深刻化を避けることが極めて重要であり、引き続き、初期段階における施策を充実させることが大切です。
- なお、総合的な学習の時間や学校行事等については、特色のある学習を実践する機会として重要な役割を果たしていますが、一部では、学習全体の中で過度の負担が生じている恐れが指摘されています。
- カリキュラム・マネジメントは、教科学習を含む全ての教育活動に関わるものですが、特に、特別活動や総合的な学習の時間においては、必要な学習内容を改めて整理する必要があります。

〔施策の方針〕

（１）いじめ・問題行動への対応

- 全教員にいじめに対する共通理解を図るため、校長会議やいじめ問題対策連絡協議会等を通じて、「葉山町いじめ防止基本方針」の徹底を図ります。
- 道徳科を要として学校教育全体で行われる道徳教育、人権教育において、豊かな心の育成を図りながら、いじめに対する批判的思考の涵養に取り組みます。
- 問題行動等の低年齢化に対応するため、スクールカウンセラーの派遣やスクールソーシャルワーカーの巡回等の充実を図ります。
- 教職専門講座において、いじめの未然防止や早期発見、組織的対応に関する研修を実施します。

（２）不登校等に係る未然防止・早期対応

- 不登校等に係る未然防止・早期対応の一環として、病気欠席以外の理由で月に３日以上欠席した児童生徒に対して、それぞれの実情に即した対応策を迅速に講じます。
- 児童生徒、教職員、保護者等からの不登校に関する相談に対応する教育相談員（公認心理師）を配置し、来所相談や巡回相談を行います。また、教育支援教室（ヤシの実）に通室する児童生徒や保護者へのケアの充実を図ります。

（３）総合的な学習の時間や学校行事、教科横断的な学習活動の充実

- 総合的な学習の時間や学校行事については、各学校の特色を生かした教育課程の編成と、カリキュラム・マネジメントの実現を支援します。
- 葉山の豊かで恵まれた自然や特色ある文化に触れ、その素晴らしさや大切さを学ぶ体験学習や、環境教育や人権教育など、教科等横断的な学習を充実するよう促します。

〔事業〕

1	地域連携・体験学習推進事業	3	小学校情操教育推進事業
2	人権教育推進事業	4	中学校情操教育推進事業

基本施策4 「健やかな体」の育成

〔施策目標〕

自らの健康や体力について考え、望ましい生活習慣を選択できる児童生徒が育成されている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 体育の授業や運動会・体育祭等の学校行事などを通して、児童生徒の運動やスポーツへの興味・関心が高まっている。
- 葉山町学校給食基本方針に沿って、おいしくて健康的な給食が安定的に提供されている。
- 中学校において、完全給食が提供されている。
- 小学校の給食施設について、衛生的な調理環境が維持されている。

〔基本認識〕

- 「健やかな体」（たくましく生きるための健康や体力）は、運動習慣や食習慣など、生活習慣の影響をもっとも受ける部分です。学校・家庭・地域が連携し、個々の施策を児童生徒の習慣につなげていくことが大切になります。
- また、栄養の改善を主眼としていた学校給食に、近年では食育の観点が加えられています。食育の推進のほか、徹底した衛生管理、食物アレルギー対応、給食費の公会計化等、学校給食に求められるニーズは複雑化しています。
- 小学校では主食、牛乳、おかずからなる完全給食を実施していますが、中学校では牛乳のみのミルク給食となっています。全国の公立中学校の9割以上が完全給食を実施しており、小学校給食施設の老朽化への対応と併せて、中学校での完全給食実施が急がれます。

〔施策の方針〕

（１）健康・体力づくりの推進

- 体育や運動会・体育祭等の学校行事などを通して、児童・生徒の運動やスポーツへの興味・関心を高めるとともに、児童生徒の体力づくりを推進します。
- 児童生徒の健康状態の管理のため、適切に健康診断を実施します。

（２）おいしくて健康的な給食と食育

- 葉山町学校給食基本方針に沿って、献立、調理の工夫をはじめ、地産地消の推進、衛生管理の徹底などの取組を着実に実行します。
- 令和３年度中の策定を目指す「食物アレルギー対応指針」に基づき、アレルギー対応の徹底を図ります。
- 複雑な会計管理を解消するため、学校給食費の公会計化を図ります。
- 「食べる」という実体験を通して望ましい食習慣をはじめとする様々な事柄を学ぶことができるように、給食を「生きた教材」として活用します。

重点

（３）学校給食センターの整備

- 小・中学校における完全給食の実施と小学校給食施設の更新への対応として、学校給食センターを整備します。また、整備の際は、安全確保や防災機能を備えることに努めます。
- 整備にあたっては、国の定める学校給食衛生管理基準を満たすとともに、最新の設備を導入することで献立の幅を広げます。また、設計段階から維持管理を見据えた施設とすることで、維持管理費の縮減を図ります。

（４）小学校給食施設の維持管理

- 学校給食センターが整備されるまでの間は、調理機器や施設の点検を定期的に行い、適切な修繕を行うとともに、各種検査を実施し、衛生的な調理環境を確保します。

〔事業〕

1	就学時健康診断事業	5	給食施設運営事業
2	児童健康管理事業	6	学校給食推進事業
3	生徒健康管理事業	7	学校給食センター整備事業
4	教職員健康管理事業		

基本施策5 多様なニーズに応じた支援の充実

〔施策目標〕

児童生徒の多様な教育的ニーズに応える体制や場等が整い、だれもが安心して学べる機会が確保されている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 教育相談に係る体制が確立され、児童生徒、保護者が安心、信頼して相談できる環境が整っている。
- 支援が必要な児童生徒に対して、それぞれ社会的な自立に向けた支援策がとられている。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒に対し、経済的な支援策が継続され、教育の機会が確保されている。

〔基本認識〕

- 町では、児童生徒が、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つインクルーシブ教育の充実を図るとともに、必要に応じて小・中学校における特別支援学級、ことば・きこえの教室（小学校の通級指導教室）、ヤシの実（教育支援教室）といった「安心して学べる場」を選択できるようにしています。
- 近年の傾向として、児童生徒が抱える問題は多様化・複雑化の傾向にあります。また、通級指導教室の利用を希望する児童の増加や、中学生対象の通級指導教室のニーズの高まりなど、学習や発達に不安を持ち、特別な支援を必要とする児童生徒も少なくありません。
- 児童生徒が安心して学ぶためには、親和的な学級づくりや「わかる授業」の工夫、日常的な合理的配慮を通して不安の解消を図ることが大切です。また、問題の早期発見のためには、校内の教育相談体制の整備と組織的な対応が重要です。
- 個々のニーズに応じた支援のためには、学校と学校を取り巻く関係機関の役割を明確にし、①「学校における未然防止の取組」、②「学校と関係機関等が協働した問題の早期発見・早期対応」、③「支援方針に基づく、関係機関と連携した個別の対応」が切れ目なく継続することが大切です。（①～③は、それぞれ、P. 20 の図 3-4「必要な支援の段階」と対応しています）。

〔施策の方針〕

重点

（１）教育相談体制の充実

- 児童生徒の抱える問題の早期発見や適切なアセスメントを行い、早期に対応できるよう、各校における、教育相談コーディネーターを要とする教育相談体制づくりを推進します。
- 学校における教育相談が効果的に実施されるよう、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員を配置し、その活用をサポートします。
- 専門家を招いた事例検討会を年間で数回実施し、組織的な対応や関係機関との連携について研修する機会とし、教職員の資質の向上を図ります。
- 児童生徒、保護者がより安心して相談できるよう、教育相談窓口とその役割を整理し、必要な情報を積極的に発信します。

（２）関係機関と連携した継続的な支援

- 小・中学校における普通学級、特別支援学級、通級指導教室の役割や支援の連続性等を踏まえ、小学生を対象としたことば・きこえの教室の充実を図るとともに、中学生を対象とした場の確保について検討します。
- 障害のあるなしに関わらず、特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、必要に応じた特別支援教育支援員の配置を行います。
- 不登校児童生徒への支援としては、教育支援教室（ヤシの実）において、学校への復帰や社会的自立に向け、小集団での学習や活動を通じて、コミュニケーション能力や社会性を育成します。
- 個別の支援が必要な児童生徒については、医療機関、警察、児童相談所等の外部機関と連携を図り、継続した支援が行われるよう配慮します。

（３）経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する支援

- 学校教育法の規定に基づき、児童生徒に対して学用品代や給食費等を援助します。
- 町立中学校にバス通学をしている生徒の保護者に、通学定期乗車券購入に係る費用の一部を助成します。
- 高等学校等における教育に関する経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費のうち授業料以外のものに充てるための奨学給付金を助成します。

〔事業〕

1	児童就学支援事業	6	小学校特別支援学級振興事業
2	葉山町高校生奨学事業	7	中学校特別支援学級振興事業
3	児童生徒学校生活支援事業	8	小学校児童就学援助事業
4	教育相談事業	9	中学校生徒就学援助事業
5	教育支援教室（ヤシの実）管理事業	10	

基本施策6 働きやすい環境づくりと指導体制の充実

〔施策目標〕

教員が生き生きと働くことができる職場環境が整うとともに、教員のキャリアアップが図られている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 働き方改革が着実に進められ、「在校等時間」*¹が減少している。
- 教育委員会事務局と学校、学校間の連携の強化が図られ、複雑な問題の解決においても協力関係が確立されている。
- 社会的ニーズが高い問題に応えるための研修が精選され、教員に最新の専門的知識や指導技術等が身に付いている。

〔基本認識〕

- 学校現場では、教員の長時間勤務の深刻な実態があります。また、児童生徒に関わる様々な業務を一手に担ってきたため、授業やその準備、学習評価など、児童生徒に直接関わる時間が十分に確保できていないという問題を抱えています。
- 町では、令和元年度に、「学校における日々の業務を見直し、整理及び改善を行うことで、教職員が、授業づくりをはじめ、児童生徒に関わる業務に専念する時間を確保する」、「教職員一人ひとりが適正な休憩や余暇をとり、心身に健康で充実した生活を送ることで、心にゆとりをもって児童生徒への指導・支援を行う」ことを目的として、「葉山町立学校における働き方改革推進指針」を策定しました。また、令和2年度には、出退勤管理や統合型校務支援システム等を導入し、教員の働き方改革を推進しているところですが、令和3年度以降も、教員の働き方改革に積極的に取り組まなければなりません。
- また、教育委員会と学校、学校間においては、小中一貫教育や地域とともにある学校づくり、さらには、自然災害への対応や感染症対策など、複雑で困難な問題の解決に向けて、有機的な連携を図らなければならない機会が増えています。
- 一方、激しく変化する時代の中で、教員に求められる資質・能力も高度化しつつあり、児童生徒や保護者の要求も複雑で多様化しています。前述のとおり組織的に対応することも重要ですが、学びづくり推進事業や研修などを通して、教員の資質・能力を高めることは極めて重要な課題となっています。

〔施策の方針〕

重点

（１）教員の働き方改革の推進

- 出退勤管理システムにより教員の勤務実態を把握し、業務内容の見直しや精選を行うとともに、統合型校務支援システムを活用し、教員の負担を軽減するなど、業務改善に向けた取組を推進します。
- 学習プリント等の印刷、配付準備、授業準備の補助、採点業務の補助など、児童生徒に直接かかわる教育活動以外を行うスクール・サポート・スタッフ（県費負担教職員）を配置します。
- 平成 30 年度に策定した「葉山町立中学校に係る部活動の方針」に基づき、生徒の健全な生活と成長に配慮するとともに、教職員の働き方改革に資するため、部活動における適切な休養日等を設定します。

（２）会議のあり方の見直し

- 「校長会議」を通して、教育委員会と学校、学校間の連絡調整を図るとともに、重要な政策や緊急事態に対しては、町として一致した対応を図るよう努めます。
- 教育委員会、学校管理職、教員等で構成する各種会議については、これまでの成果と課題を整理し、目的、所掌事項、構成員等について精選を行い、会議の統廃合、効率化、合理化を進めます。
- 社会からの様々な要求への対応策として、校長の職務の円滑な執行を補助する「職員会議」と、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う「企画調整会議」を有効かつ適正に機能させ、学校運営の円滑化を図ります。

（３）教員の研修の充実

- 神奈川県立総合教育センターや湘南三浦教育事務所と連携し、教員の計画的な研修を実施します。
- 喫緊の課題に対応するための教職員専門講座を設定し、授業改善、小学校英語や道徳の教科化、プログラミング教育、ICT 機器を活用した授業づくりや教育相談、問題行動等の対応等の研修を実施します。

*1 「在校等時間」：在校時間（休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く。）に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間（休憩時間を除く。）を加えた時間。

〔事業〕

1	教職員基礎研修事業	2	教職員専門研修事業
---	-----------	---	-----------

基本施策7 学びを支える学校環境の整備

〔施策目標〕

新しい時代に必要となる資質・能力を育む空間として、また、防災、地域交流の拠点として学校環境が整備されている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 学校施設の保有・保全に関する方針のもと、計画的に施設整備が進められているとともに、将来的な学校のあり方が決定している。
- 学校事務や学校施設の日常的な維持管理が適切に行われている。

〔基本認識〕

- 小・中学校は、昭和40年代から50年代の児童生徒急増期に建築され、その老朽化対策が重要な課題となっています。また、新たな学びに対応するためのイノベーション、さらには、防災機能はじめ地域コミュニティの拠点としての整備も課題となっています。
- 町では、公共施設の物理的・社会的な摩損に対処するため、令和元年度に「みんなの公共施設未来プロジェクト」を始動させています。学校施設は、公共施設全体の約6割の床面積を占めており、その再整備はプロジェクトの中核となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設整備に係る財政的な制約がより厳しくなるものと予測されますが、町とともに、この難局を乗り越えなければなりません。

〔施策の方針〕

重点

（１）みんなの公共施設未来プロジェクトと連動した学校施設の整備

- 学校施設については、施設の状態、児童生徒数、適正規模・適正配置、小中一貫校方式、町全体の公共施設のあり方などを総合的に評価し、保有・保全の方針を定めます。
- 保有・保全の方針を踏まえたうえで、必要な修繕と、トイレ改修をはじめ学校施設のバリューアップを実施します。
- 地震、台風、集中豪雨などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症など、想定外の災害が相次いで発生していることを重く受け止め、避難所として地域住民を守ることができるように防災機能の強化を図ります。

（２）学校事務の適正執行と、施設設備の日常的な維持管理

- 学校の運営管理に必要な経常的な事務を適切に行うため、予算の執行状況を確認するほか、学校事務全般を支援します。
- 清掃業務、保守点検等の業務委託や、各種施設設備の修繕・工事を行い、施設設備を良好に維持管理します。

〔事業〕

1	葉山小学校運営事業	5	小学校施設管理事業
2	上山口小学校運営事業	6	葉山中学校運営事業
3	長柄小学校運営事業	7	南郷中学校運営事業
4	一色小学校運営事業	8	中学校施設管理事業

第4章

12 の基本施策と、施策の方針等

2

基本目標2における 基本施策と、施策の方針等

基本目標2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らせる環境を整える



だれもが、いつ、どこでも学べる環境のイメージ

基本施策8 生涯学習の振興

〔施策目標〕

時代のニーズに応じた多様な学習機会が提供され、学びの成果が地域課題の解決や、地域コミュニティの活性化に生かされている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 地域課題や現代的な課題の解決を目指す学習機会が提供されているとともに、町民団体等が企画する講座が、これまで以上に実施されている。
- 将来の生涯学習・町民活動の拠点構築に関する方針が決定している。
- 地域学校協働活動推進員が各中学校校区に配置されている。
- 「学び」と「地域活動」の分野において、町民活動を支援する施策が総合的・体系的に整理されている。

〔基本認識〕（総合計画では「現状と課題」）

- 少子高齢化やグローバル化などを背景とした社会状況の変化に伴い、現代的な課題に対する学習の役割が重要となってきました。学びの成果を活かし、まちづくりにつながる生涯学習社会の実現につなげていく取組が必要となっています。
- グループで自主的な生涯学習活動を行う場所として、学校施設開放と図書館附属施設の貸出を行っていますが、十分とは言えません。町民の生涯学習活動や様々な地域活動を行う場所を確保することが課題となっています。
- 「地域学校協働活動」を推進するため、平成29年3月に社会教育法が改正され、教育委員会による地域と学校との連携協力体制の整備や、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われました。
- また、国では地域学校協働活動の一環として、子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるように、「新・放課後総合プラン」を掲げ、放課後児童クラブと放課後子ども教室をすべての小学校校区で一体的に実施することを推奨しています。
- なお、基本施策8～12の施策については、「広域連携」という観点から、具体的な施策の企画に努めることも重要です。

〔施策の方針〕

（１）学習機会の充実

- 町民のニーズに即した学習情報・機会の提供に努めます。また、町民団体等が、これまで培ってきた知識や技術を活かして企画する講座など、町民相互がつながりながら学び合う仕組みをつくります。
- 産官学とも連携しながら、町民が、人権、男女共同参画、環境、消費者問題、地域防災・安全等の地域課題や現代的な課題の解決に関心をもち、参画へとつながる学習機会の充実を図ります。

（２）生涯学習活動の場の提供

- 町民が身近な場所で主体的に学習活動に臨めるように、図書館附属施設及び学校教育に支障のない範囲で学校施設を有効に活用します。
- みんなの公共施設未来プロジェクトと連動しながら、生涯学習活動・町民活動の場所として、多くの公共施設が利用できるよう検討を進めます。

（３）地域学校協働活動の推進

- 地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進するため、相互の連絡調整等を行う「地域学校協働活動推進員」を各中学校区に配置します。
- みんなの公共施設未来プロジェクトにおいて掲げる方向性や、児童館・青少年会館に係る保全・保有の方針のもと、放課後児童クラブを設置する学校において、放課後子ども教室の一体的実施を目指します。
- 地域学校協働活動に関する取組については、「学校運営協議会（基本施策１（２）参照）」の活動と、一体的に推進することを目指します。

（４）生涯学習環境の再構築

- 「学び」から「地域活動」につながる取組の充実を図るため、政策課協働推進係と具体的な検討を進め、町民の関心に応じた総合的・体系的な支援体制の再構築を図ります。

〔事業〕

1	生涯学習推進事業	4	公民館教室等管理運営事業
2	家庭教育支援事業	5	地域学校協働活動推進事業
3	社会教育人権啓発事業		

基本施策9 青少年の育成

〔施策目標〕

青少年のための施策の充実が図られ、葉山町の将来を担う人材が育成されている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 学校以外の場における自然体験活動や様々な交流活動に、多くの青少年が参加している。
- 青少年問題協議会を通じて関係団体や関係機関との連携が図られ、それぞれの施策に反映されている。

〔基本認識〕

- 町では、様々な体験・交流事業を主催しているほか、ジュニアリーダーの養成、子ども会の活動支援といった人材育成や活動団体の支援を実施しながら、子どもたちが心身共に健康で人間性豊かに成長できるよう支援を展開しています。
- 核家族化や少子化、生活スタイルの変化などにより、異年齢交流や様々な体験活動を担う子ども会への加入者は減少傾向にあります。豊かな人間性を育むために必要な自然体験や社会体験をする機会を提供し、関係団体等の活動を通じて行われる、青少年を育成するための取組を支援する必要があります。
- 町内には青少年の健全な育成を阻害する有害環境は少ないですが、青少年問題協議会を通じて関係機関との情報共有を図り、青少年指導員と協力しながらイベント等での啓発活動を行っています。

〔施策の方針〕

（１）青少年の体験・交流機会の提供

- 青少年が社会を生き抜く力を身に付けるため、学校以外の場における自然体験活動や様々な交流活動の機会を提供します。

体験・交流事業	内容	対象
海山に育ち親しむ子どもたち	竹の子掘り（里山管理体験）	小４～６
	稚魚放流・潮干狩り体験	３～５歳と保護者、小１～３
葉山自然観察隊	しおさい博物館見学、磯観察、クラフト	小３・４
サイエンスショー	科学実験イベント	小３～高校生、保護者
ジュニアキャンプ	キャンプ	小５・６
さわやか体験学習	モビール作り	小４～６
サンドアートフェス	砂像作り等	子ども会
Night Sky Tours 星空観察	天体講座及び観察	小４～中３

- ジュニアリーダーの育成や、青少年が企画・運営に携わる成人式等の開催を通じて、青少年の自主的な活動を支援します。

青少年が企画・運営に関わる事業	内容	対象
ジュニアリーダー養成講座	ジュニアリーダーの養成	小５・６、中１
逗葉地区青少年音楽祭	逗子市と葉山町の青少年による吹奏楽コンサート	逗葉地区中高の吹奏楽部
成人式	成人式実行委員会が企画する式典・祝賀会	新成人

（２）青少年関係団体との連携強化

- 社会全体で青少年を取り巻く環境を整備するため、青少年問題協議会を通じて関係団体や関係機関との情報共有を図るなど、連携を強化します。
- 青少年指導員を配置して、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、子ども会など地域で活動する青少年関係団体の学校外活動を支援します。

〔事業〕

1	青少年育成事業	2	青少年各委員会運営事業
---	---------	---	-------------

基本施策10 生涯スポーツ活動の推進

〔施策目標〕

町民のだれもが運動・スポーツに親しめる環境が整い、町民・団体等の自主的、積極的な活動が活発になっている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 総合型地域スポーツクラブが創設され、地域住民主体の運動・スポーツ環境の整備が推進されている。
- 南郷上ノ山公園が適切に維持管理されるとともに、公共施設として効用の最大化が図られている。
- 関係団体等との役割分担のもと、町民が日常的に運動・スポーツに親しむ機会が体系的に提供されている。

〔基本認識〕

- 「運動やスポーツに関するアンケート調査」では、回答した人の半数が週に1日も運動・スポーツ（1日30分以上）を行っておらず、しない理由として最も多いのは、「仕事や家事が忙しい」となっています。気軽に運動・スポーツに親しむ機会を充実することが必要となっています。
- 町民が運動・スポーツ活動を行う場所については、南郷上ノ山公園のほか、小・中学校のグラウンドや体育館を開放していますが、町民体育館をはじめ施設整備への期待は依然として高く、既存施設の計画的な維持保全と、将来的なスポーツ施設のあり方の検討が課題となっています。
- 国・県では、地域住民が主体的に地域の運動・スポーツの機会を提供する「総合型地域スポーツクラブ」の創設を推奨しています。導入から20年以上が経過し、会員の確保、財源の確保、指導者の育成などの問題も指摘されていますが、県内のクラブの設置状況は、令和2年1月31日時点で27/33の市町村で設置が進んでいます。
- こうした状況を踏まえれば、町においても「総合型地域スポーツクラブ」の設立を急がなければなりません。

〔施策の方針〕

（１）生涯スポーツ活動の機会の充実

- 葉山町体育協会が進めている、本町の実情に即した総合型地域スポーツクラブの創設にあたり、県体育センターと連携し、創設・運営に係る情報を提供するなどの支援を行います。
- 生活様式や行動様式に応じて運動・スポーツに親しめるように、スポーツ指導者による教室やストレッチ体操などをデジタルコンテンツ化して配信するなど、インターネットを活用した情報提供を推進します。
- 競技スポーツへの参加機会を提供するため、葉山町体育協会加盟団体が主催する町民大会を支援します。また、トップアスリート等による技術指導や講演会を開催し、競技スポーツへの理解を深めます。

（２）生涯スポーツ活動のための環境づくりの推進

- 南郷上ノ山公園運動施設や学校体育施設の利用条件等を見直し、効果的・効率的な活用を図るとともに、公共施設の将来のあり方を検討する中で、新たなスポーツ施設も併せて検討します。
- 地域の特性を生かし、年間を通して町民のだれもが気軽に行えるウォーキングや町民ニーズの高いマリンスポーツに触れあう機会を提供します。また、姉妹都市「群馬県草津町」とのスポーツを通じた町民同士の交流を深めます。
- 地域のスポーツ情報が町民にわかりやすく簡単に入手できる、広報はやまスポーツ版など新たな情報ツールを検討していきます。

（３）生涯スポーツ活動の推進体制の再構築

- 町民のライフステージに応じた生涯スポーツ活動の推進のため、スポーツ団体等との連携に加え、学校、町内会、企業、大学等と連携・協働の強化を図ります。
- 葉山町スポーツ推進計画を着実に推進するため、葉山町スポーツ推進審議会において、計画に対する評価を適切に行います。
- スポーツ推進委員について、研修会等の実施によりスポーツ全般に係る指導者として育成するとともに、その人材確保に努めます。

〔事業〕

1	スポーツ振興事業	4	学校体育施設開放事業
2	スポーツ推進委員運営事業	5	南郷上ノ山公園管理運営事業
3	マリンスポーツ振興事業		

基本施策11

芸術・文化活動の振興と文化財の保護・活用

〔施策目標〕

地域の文化財や豊かな芸術・文化活動が身近に感じられ、葉山らしい品格と郷土への誇りが育まれている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 町民の自主的な芸術・文化活動が盛んになっている。
- 国指定史跡長柄桜山古墳群の整備が進み、適切な保存管理とともに公開活用に向けた準備が整っている。
- しおさい博物館（公園）が適切に維持管理されるとともに、公共施設として効用の最大化が図られている。

〔基本認識〕

- 町では、芸術文化の振興を生涯学習課、文化行政の総合的な企画及び調整を政策課、福祉文化会館の運営管理を福祉課が所管しています。芸術文化振興を効果的に推進するためには、緊密な連携の下、町民を巻き込んで事業を展開していく必要があります。
- 平成31年4月1日付で文化財保護法が改正され、地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用するための制度が整備されました。また、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされていますが、条例により地方公共団体の長が担当できることとなりました。少子高齢化を迎える中、町内の文化財をまちづくりに活かしながら、地域社会全体で継承する取組が課題となっています。
- 町のInstagramのフォロワー数は、令和2年12月15日時点で34,411人となっており都市として高く評価されています。また、しおさい博物館（公園）は、年間39千人（平成30年度）が訪れており、来館（園）者は増加傾向にあります。町民にも町外の人々にも利用され続ける博物館・公園の維持、充実を図り、ひいては町の魅力を高めることに努めなければなりません。

〔施策の方針〕

（１）芸術・文化にふれる機会の提供

- 町部局の文化振興施策と連携しながら町民の自主的な芸術・文化活動を支援し、活動成果の発表を通じて町民同士が交流する機会を提供します。

（２）文化財の保護と活用

- 町内の貴重な文化財を調査し、新たな指定・登録を推進するとともに、指定文化財を将来にわたって保護するため、所有者・管理者に対し、文化財の適切な管理を奨励します。
- 逗子市と共同で国指定史跡長柄桜山古墳群の保存整備を進め、史跡の活用を推進します。また、小・中学校の学習に史跡や文化財の学びを取り入れ、地域の歴史や文化財に触れる機会を増やします。

（３）しおさい博物館（公園）の整備と活用

- 葉山らしい海辺の景観を構成する風致公園であるしおさい公園は、関係機関と連携を図りながら、入園者が快適に利用できるよう効用の最大化を図ります。
- 博物館資料の保存、調査、研究を通して、展示内容の充実や教育普及活動の推進を図り、葉山の自然環境を学ぶ機会を提供します。

〔事業〕

1	芸術文化振興事業	5	教育活動・調査研究事業（しおさい博物館）
2	文化財啓発事業	6	葉山しおさい公園管理事業
3	長柄桜山古墳群調査整備事業	7	博物館管理運営事業
4	資料収集保存事業（しおさい博物館）		

基本施策12 図書館サービスの充実

〔施策目標〕

あらゆる世代が読書に親しみ、楽しむ機会が提供され、地域の知の拠点として町民の主体的な学習活動を支える環境が整っている。

〔推進指標〕（4年を見通した指標）

- 町民の多様なニーズを踏まえながら蔵書の維持と更新が適切に図られている。
- 図書館を利用しやすい条件が整い、町民の読書活動が盛んになっている。
- 快適な読書環境をつくるための取組が、職員の創意工夫により、次々と展開されている。
- 町立図書館の長期的なあり方について方針が示されている。

〔基本認識〕

- 人口減少・少子高齢化や情報化社会の進展などの社会変化に伴い、人々の生活スタイルは大きく変化しつつあります。
- 従来の貸出中心のサービスだけでなく、レファレンスサービスや電子媒体の整備など、公立図書館に期待されるサービスの高度化が進んでいます。
- また、本を借りたり読んだりする空間としてだけでなく、飲食や談話などの交流空間を備えたり、子育て施設が併設されたりするなど、「滞在型図書館」が注目を集めています。
- 一方で、人口減少や読書離れなどによる利用者数の減少が予測され、コンパクトな図書館運営が求められてもいます。
- 図書館の入館者数は、平成20年度の16万人をピークに減少しており、ここ数年は、14万人前後を維持しています。
- 昭和56年の開館から40年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。みんなの公共施設未来プロジェクトと連動させながら、長期的な施設としての図書館のあり方について方針を示していく必要があります。

〔施策の方針〕

（１）魅力ある蔵書の構築と提供

- 図書館資料の収集と整理に努め、蔵書の新鮮度を維持しながら魅力ある蔵書を構築します。
- 他の公立図書館・大学図書館、美術館や博物館等の文化施設と連携して相互貸借や情報発信を図り、町民の利便性を向上します。
- ホームページ等を活用して町民が利用しやすい情報発信を行います。また、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスなど、インターネットを活用した情報の収集と提供を進めます。

（２）利用者に応じた読書活動支援

- 広く町民が図書館サービスを受けられるよう、利用条件の見直しを進めます。
- 窓口や電話・メールでのレファレンス*¹に迅速に対応するとともに、利用頻度が高い情報はパスファインダー*²を作成して提供します。
- 「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの読書への関心が高まるよう展示や各種行事を行います。また、家庭・地域、小・中学校との連携を強化し、子どもの読書活動を支援します。
- 大活字本やマルチメディアデイジー図書*³の計画的な蔵書に努め、高齢者や図書館の利用に障害のある方に対する図書館サービスの充実を図ります。

（３）快適な読書環境の実現

- 設備等の維持管理を適切に行いながら、快適な読書環境の実現を図ります。
- 居心地のよい図書館と感じられるように、館内の施設配置の見直しを進めます。
- 図書館運営について、町民の意見を反映する仕組みをつくとともに、町民ボランティアの導入について検討します。

（４）学校図書館との連携と、長期的な保全・保有方針の検討

- 令和２年度までのあり方検討を踏まえて、学校図書館との連携を図りながら、より具体的な保全・保有の方針を検討します。

*１「レファレンス」：図書館の資料を使って調べもののお手伝いをする事。

*２「パスファインダー」：特定のテーマに関する調べもの案内。

*３「マルチメディアデイジー図書」：活字による読書がしにくい方に対し、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書。

〔事業〕

1	資料整備事業	3	読書活動推進事業
2	図書館サービス推進事業	4	図書館管理運営事業

第5章 事務局機能の強化

1 教育委員会事務局内の連携強化

教育委員会には、教育総務課、学校教育課、生涯学習課の3つの単位組織があり、当然のことながらそれぞれに担当する事務があります。

しかし、ここ数年、小中一貫教育、学校施設の再整備、子ども子育て施策との連携など、各課にまたがる課題を検討する機会が多くなり、これまで以上に教育委員会事務局内の連携強化が必要となっています。

教育委員会では、事務局の機能強化のひとつとして、令和元年度より月例で事務局管理職打合せを行い、お互いの知識や経験を共有し、事務局全体のスキルを高めながら、複雑な問題の解決に努めています。

今後も引き続き、コミュニケーションを活発にするしくみを導入することによって、教育委員会事務局の連携強化を進めます。

また、近年は、就学、学区、支援などが複雑に関係する教育相談が増加する傾向にあり、学校教育課と教育研究所の連携強化が大きな課題となっています。基本施策5では、教育相談の重要性を指摘していますが、町のような規模では、教育相談に特化した体制を整えることは、かえって人的資源の分散につながる恐れがあります。

教育研究所には、その名称のとおり研究という役割もありますが、事務の大半が教育相談と学校教育支援であることを踏まえれば、当面の措置として学校教育課と教育研究所の事務所を統合し、人的資源の集約化を進めることによって、2つの組織の事務の効率化を同時に図ることが、実践的な解決策として有効であると考えます。

2 計画的・実践的なPDCAサイクル

教育委員会の取組については、教育総合プランに基づき実施され、毎年の点検・評価によって見直しが図られており、結果に関する報告書は、議会に提出するとともに、公表しているところですが、第2章のはじめで述べたとおり、社会はこれまでに経験したことのない速さで変化しています。

そのため、4年間の計画を策定した段階では予測できなかった事態が、教育委員会事務点検・評価で明らかになったり、事業を推進している最中にも、急速に社会の関心が高まる問題が生じたりしています。

計画期間（4年間）や毎年（1年間）のサイクルでPDCAサイクルを計画的に回すことと、施策の状態を注意深く観察し、必要があればスピードと柔軟性をもって施策を実践的に見直すことを組み合わせ、より有効で効率的な施策の進行管理に努めなければなりません。

資料編

1 策定の体制

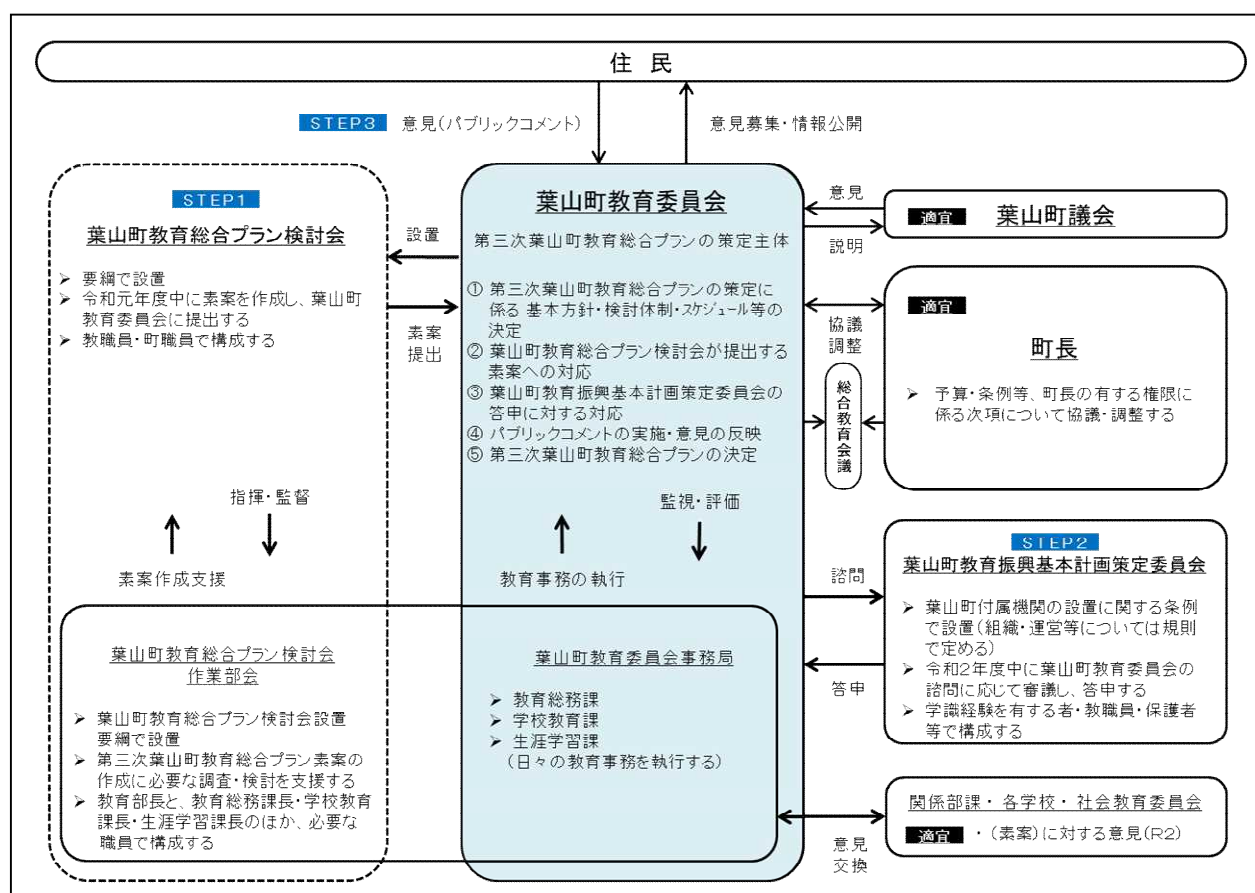
第三次葉山町教育総合プランは、図 6-1 の体制により段階的な検討を経て作成しました。

令和元年度に設置した「葉山町教育総合プラン検討会」では、葉山町教育委員会の事務局を中心に（素案）を作成しました（図 6-1 STEP1 参照）。

令和2年度に設置した「葉山町教育振興基本計画策定委員会」では、有識者、教職員、保護者、社会教育委員から、（素案）に対する意見をいただきました（図 6-1 STEP2 参照）。また、（素案）については、葉山町の関係部課、各小中学校、葉山町社会教育委員会に適宜示し、より実践的な立場からの意見もいただきました。

そして、令和2年12月から令和3年1月にかけてパブリックコメント（意見募集）を行い、1名から3件の意見をいただきました（図 6-1 STEP3 参照）。

図 6-1 策定の体制図



2 葉山町教育総合プラン検討会設置要綱

(平成 27 年 6 月 30 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、葉山町教育総合プラン検討会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第 2 項に基づく教育振興基本計画を策定するにあたり、葉山町教育総合プラン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) その他、前項の計画案のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 政策財政部長
- (3) 福祉部長
- (4) 教育総務課長
- (5) 学校教育課長
- (6) 生涯学習課長
- (7) 政策課長
- (8) 子ども育成課長
- (9) 葉山町教育委員会が必要と認める教職員

(任期)

第 5 条 検討会を組織する者の任期は、委嘱の日から計画案の作成が終了する日までとする。

(座長等)

第 6 条 検討会に座長及び副座長を置き、座長には教育部長を、副座長には政策財政部長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その者の意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 検討会に、第3条に規定する事項に関して調査、研究及び検討を行わせるために、作業部会を設置する。

2 作業部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育総務課長
- (3) 学校教育課長
- (4) 生涯学習課長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、座長が必要と認める職員

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

3 葉山町教育総合プラン検討会の開催経過

日付		会議
第1回	令和元年7月1日	➤ 検討体制について ➤ 検討スケジュールについて ➤ 検討にあたっての意見交換
第2回	令和2年1月23日	➤ 第三次葉山町教育総合プランの構成について ➤ 町との連携強化、施策の一元化について ➤ 基本施策について
第3回	令和2年3月23日	➤ 第三次葉山町教育総合プランの素案について (まとめ)

* 葉山町教育総合プラン検討会設置要綱第8条に定める「作業部会」については、随時開催しました。

4 葉山町教育振興基本計画策定委員会規則

平成 28 年 2 月 22 日制定
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年葉山町条例第 13 号）第 2 条の規定に基づき設置された葉山町教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画の策定及び改定に関する事項につき教育委員会の諮問に応じ、て審議し、その結果を答申する。

(委員)

第 3 条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教職員
- (3) 保護者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定又は改定が終了するまでとする。

(委員長等)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その者の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

5 葉山町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

令和2年7月6日現在

種 別 (条項)	氏 名	所属等
学識経験を有する者 (第3条第1項第1号)	◎ イズ 出 イシ 石 ミノル 稔	関東学院大学副学長・法学部教授
教 職 員 (第3条第1項第2号)	カ 加 トウ 藤 ユウ 雄 ジ 司	葉山町立葉山中学校校長
	ト 富 ガシ 樫 トシ 俊 オ 夫	葉山町立葉山小学校校長
保 護 者 (第3条第1項第3号)	ミヤ 宮 シタ 下 アキ 暁 ヨ 代	葉山町PTA連絡協議会会長
教育委員会が必要と認める者 (第3条第1項第4号)	○ カワ 河 イ 合 カツ 克 ヤ 也	湘南三浦教育事務所副所長
	サ 佐 サ 々 キ 木 カズ 和 コ 子	葉山町社会教育委員
	ナカ 中 セ 世 ヨシ 貴 ミツ 三	葉山町社会教育委員

* ◎は委員長、○は副委員長です。

6 葉山町教育振興基本計画策定委員会の開催経過

日付		会議
第1回	令和2年7月6日	➤ 検討の進め方について ➤ 第1章から第3章に関する審議
第2回	令和2年9月3日	➤ 第4章から第5章に関する審議
第3回	令和2年11月16日	➤ 第三次葉山町教育総合プラン（答申案）の まとめ

第三次葉山町教育総合プラン

発 行 令和3年3月
発行者 葉山町教育委員会
〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内2050番地9
TEL 046(876)1111 (代表)
FAX 046(876)1861

葉山町
教育委員会